

清掃工場等ダイオキシン類調査結果

環境局資源循環部施設課

電話 245-5243

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条に基づき、排出基準の遵守状況及び廃棄物処理法における一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準の遵守状況を確認するとともに、ダイオキシン類の発生を抑制するための資料を得ることを目的とする。

2 調査方法

国の示した調査マニュアル等に従い、清掃工場及び最終処分場において試料を採取し、分析した。

3 調査結果

(1) 清掃工場関係

		調査項目	測定値		調査日	
新港清掃工場	1号炉	排ガス1回目	0.00087	ng-TEQ/m ³ N	平成25年08月06日	
		排ガス2回目	0.0014	ng-TEQ/m ³ N	平成25年12月16日	
	2号炉	排ガス1回目	0.00015	ng-TEQ/m ³ N	平成25年08月08日	
		排ガス2回目	0.00044	ng-TEQ/m ³ N	平成25年12月19日	
	3号炉	排ガス1回目	0.0012	ng-TEQ/m ³ N	平成25年08月06日	
		排ガス2回目	0.00064	ng-TEQ/m ³ N	平成25年12月19日	
	溶融炉	1号排ガス※	0.000076	ng-TEQ/m ³ N	平成25年08月07日	
		2号排ガス※	0.0002	ng-TEQ/m ³ N	平成25年12月13日	
			焼却主灰1回目	0.0035	ng-TEQ/g	平成25年08月01日
			焼却主灰2回目	0.23	ng-TEQ/g	平成25年12月02日
			飛灰固化物1回目	0.096	ng-TEQ/g	平成25年08月01日
			飛灰固化物2回目	0.051	ng-TEQ/g	平成25年12月02日
			溶融スラグ1回目	0.00000015	ng-TEQ/g	平成25年09月12日
			溶融スラグ2回目	0.00000018	ng-TEQ/g	平成25年12月02日
		放流水1回目	0.0034	pg-TEQ/l	平成25年08月01日	
		放流水2回目	0.000041	pg-TEQ/l	平成25年12月04日	

※溶融炉1号・2号は交互運転

		調査項目	測定値		調査日
北谷津清掃工場	1号炉	排ガス1回目	-	ng-TEQ/m ³ N	廃炉
		排ガス2回目	-	ng-TEQ/m ³ N	廃炉
	2号炉	排ガス1回目	0.089	ng-TEQ/m ³ N	平成25年05月09日
		排ガス2回目	0.18	ng-TEQ/m ³ N	平成25年11月21日
	3号炉	排ガス1回目	0.32	ng-TEQ/m ³ N	平成25年10月24日
		排ガス2回目	0.24	ng-TEQ/m ³ N	平成26年02月06日
		焼却主灰1回目	0.000012	ng-TEQ/g	平成25年08月23日
		焼却主灰2回目	0	ng-TEQ/g	平成25年11月21日
		飛灰固化物1回目	1.7	ng-TEQ/g	平成25年05月09日
		飛灰固化物2回目	2.3	ng-TEQ/g	平成25年11月21日
		放流水1回目	0.032	pg-TEQ/l	平成25年05月09日
		放流水2回目	0.17	pg-TEQ/l	平成25年11月21日

		調査項目	測定値		調査日
北清掃工場	1号炉	排ガス1回目	0.0021	ng-TEQ/m ³ N	平成25年07月09日
		排ガス2回目	0.0014	ng-TEQ/m ³ N	平成25年09月03日
	2号炉	排ガス1回目	0.0011	ng-TEQ/m ³ N	平成25年07月09日
		排ガス2回目	0.00046	ng-TEQ/m ³ N	平成25年10月08日
	3号炉	排ガス1回目	0.0055	ng-TEQ/m ³ N	平成25年07月09日
		排ガス2回目	0.0017	ng-TEQ/m ³ N	平成25年10月08日
		焼却主灰1回目	0.0041	ng-TEQ/g	平成25年07月09日
		焼却主灰2回目	0.0083	ng-TEQ/g	平成25年10月08日
		飛灰固化物1回目	0.21	ng-TEQ/g	平成25年07月09日
		飛灰固化物2回目	0.17	ng-TEQ/g	平成25年10月08日
		放流水1回目	0.047	pg-TEQ/l	平成25年07月09日
		放流水2回目	0.0013	pg-TEQ/l	平成25年10月08日

(2) 最終処分場

	調査項目	測定値		調査日
新内陸	浸出水	0.00043	pg-TEQ/ l	平成25年07月05日
	放流水 (夏季)	0.00022	pg-TEQ/ l	平成25年07月05日
	放流水 (冬季)	0.00026	pg-TEQ/ l	平成26年01月17日
	観測井 (上流)	0.067	pg-TEQ/ l	平成25年06月07日
	観測井 (下流)	0.067	pg-TEQ/ l	平成25年06月07日
東 部	浸出水	0.16	pg-TEQ/ l	平成25年07月03日
	放流水	0.043	pg-TEQ/ l	平成25年07月03日
	観測井 (上流)	0.037	pg-TEQ/ l	平成25年05月08日
	観測井 (下流)	0.037	pg-TEQ/ l	平成25年05月08日
中 田	浸出水	0.0052	pg-TEQ/ l	平成25年07月03日
	放流水	0.61	pg-TEQ/ l	平成25年07月03日
	観測井 (上流)	0.037	pg-TEQ/ l	平成25年05月02日
	観測井 (下流)	0.037	pg-TEQ/ l	平成25年05月02日
下 田	浸出水	0.013	pg-TEQ/ l	平成25年07月02日
	放流水	0.027	pg-TEQ/ l	平成25年07月02日
	観測井 (上流)	0.037	pg-TEQ/ l	平成25年05月07日
	観測井 (下流)	0.037	pg-TEQ/ l	平成25年05月07日
蘇 我	浸出水	0.036	pg-TEQ/ l	平成25年07月04日
	放流水	0.00019	pg-TEQ/ l	平成25年07月04日
	海域 (N01)	0.2	pg-TEQ/ l	平成25年06月06日
	海域 (N02)	0.069	pg-TEQ/ l	平成25年06月06日

4 調査結果の評価

(1) 排出ガス

各清掃工場に設置している廃棄物焼却炉の排出ガス調査結果は、北清掃工場及び北谷津清掃工場においては、ダイオキシン類対策特別措置法の大気排出基準 $1 \text{ ng-TEQ/m}^3\text{N}$ を、新港清掃工場においては、同法の大気排出基準 $0.1 \text{ ng-TEQ/m}^3\text{N}$ を下回っていた。

(2) 焼却灰及び飛灰固化物

各清掃工場の焼却灰及び飛灰固化物の調査結果は、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理の基準 3 ng-TEQ/g を下回っていた。

(3) 放流水

各清掃工場の放流水調査結果は、すべての施設において水質排出基準 10 pg-TEQ/l を下回っていた。

また、各最終処分場の排水処理施設からの放流水についても、最終処分場の維持管理の基準* 10 pg-TEQ/l を下回っていた。

*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)

(4) 観測井

各最終処分場の観測井の水質については、水質の汚濁に係る環境基準 1 pg-TEQ/l を下回っていた。また、蘇我最終処分場地先の海域2地点の調査結果についても同様に環境基準を下回っていた。

南部浄化センター汚泥焼却炉ダイオキシン類調査結果

建設局下水道管理部南部浄化センター

電話 265-1357

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条に基づき、排出基準の遵守状況を確認するとともに、ダイオキシン類の発生を抑制するための資料を得ることを目的とする。

2 調査方法

- (1) 排出ガスについては、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、日本工業規格 K 0311 により実施した。
- (2) 焼却灰については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 16 年 12 月 27 日環境省告示第 80 号）に準拠し実施した。

3 調査結果

	1号炉	2号炉	3号炉	単位	調査日
排ガス	0.0000058	0.0000061	0.0000026	ng-TEQ/m ³ N	1号炉：平成 25 年 12 月 11 日 2号炉：平成 26 年 1 月 16 日 3号炉：平成 25 年 7 月 16 日
焼却灰	0.0023	0.00022	0.000083	ng-TEQ/g	1号炉：平成 25 年 12 月 11 日 2号炉：平成 26 年 1 月 16 日 3号炉：平成 25 年 7 月 16 日
飛灰	0.000066	0.000040		ng-TEQ/g	

※ 3号炉の灰は混合灰

4 調査結果の評価

(1) 排出ガス

1号、2号、3号炉ともダイオキシン類対策特別措置法の大气排出基準 5 ng-TEQ/m³N（1, 2号炉）0.1 ng-TEQ/m³N（3号炉）を下回っていた。

(2) 焼却灰及び飛灰

1号、2号、3号炉とも廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理の基準 3 ng-TEQ/g を下回っていた。

千葉県動物保護指導センター焼却炉ダイオキシン類調査結果

保健福祉局健康部動物保護指導センター

動物保護指導センター焼却炉については、平成24年3月31日をもって使用を休止しているため、平成25年度は排出ガス、及び焼却灰の調査を行っていません。

下水道終末処理場のダイオキシン類調査結果

建設局下水道管理部中央浄化センター
南部浄化センター
電話 241-8541
265-1357

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条に基づき、排出基準の遵守状況を確認するとともに、ダイオキシン類の発生を抑制するための資料を得ることを目的とする。

2 調査方法

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、日本工業規格 K 0312 により実施した。

3 調査結果

単位：p g - T E Q / L

種別	測定値	調査日
中央浄化センター 放流水	0.0010	平成 25 年 10 月 23 日
南部浄化センター 放流水 A 系列	0.00060	平成 25 年 10 月 2 日
B 系列	0.00062	平成 25 年 10 月 2 日

4 調査結果の評価

中央浄化センター、南部浄化センターともに、ダイオキシン類対策特別措置法の水質排出基準 10 pg-TEQ/L を下回っていた。